（　特　に　定　め　た　契　約　条　件　）

１　この工事は、令和６年度から令和７年度にわたるものである。

２　令和６年度の支払いは0円とし、残額は令和７年度に支払う。

　　ただし、最終年を除いた各年度の支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の９以内とする。

３　前払金の総額は現場説明書に記載のとおりとし、年度ごとに分割して支払う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 各年度の前払金 | ≦ | 前　払　金 | × | 当該年度の支払限度額 |
| の　支　払　額 | 総　　　額 | 請負代金額 |

　　受注者は前払金を受けようとする場合は、各年度末（最終年度は工事の完成期限）を保証期限とした公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社（以下「保証会社」という。）の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

４　中間前払金の総額は現場説明書に記載のとおりとし、各年度ごとに分割して支払う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 各年度の中間 | ≦ | 中間前払金 | × | 当該年度の支払限度額 |
| 前払金の支払額 | 総　　　額 | 請負代金額 |

　　受注者は、３に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は、当該年度の工事実施期間の２分の１を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の年割額の２分の１以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末（最終年度は工事の完成期限）を保証期限とした、保証会社の発行する保証証書を発注者に寄託しなければならない。

５　令和７年度以降の支払限度額は、各年度当初に発注者が当該年度の予算により定めるものとする。

６　最終年度を除いた各年度の前払金及び中間前金払は、当該年度末までにその全額を償却するものとする。

７　発注者は予算上の理由等により、２から６に規定する支払額を変更することが出来る。